平成 29 年度第 2 回保安検査(再処理施設)における指摘事項に係る 事業者対応方針の改定について

1. はじめに

平成29年度第2回保安検査(再処理施設)における指摘事項に係る事業者対応方針(資料1)を9月26日に提出し、その後、設備を管理下に置くための活動を実施していく中で、より抜けなく合理的な方法を検討してきた。

その結果、設備を管理下に置く活動は、これまで安全上重要な設備を優先して10月末までに、安全上重要な設備以外の設備を12月末までに実施する方針としていたが、現場にある全ての設備を抜けなく確認するため設備を区分することなく部屋単位、エリア単位で網羅的に確認していく方針に変更する。また、設備を継続的に維持・管理するために、以下に示す STEP1~3 に区分して本活動を段階的に実施していくこととし、設備を全て把握し、その設備の状態が把握できた段階(STEP1)が、設備が維持管理された状態の第一段階であると考える。STEP2、3 については、継続してしゅん工までに実施することとし、設備の健全性を継続的に維持するとともに保守管理を実施していく。

STEP1:設備を全て把握し、設備の状態を確認するとともに保守管理計画があるかどうかを確認する。

STEP2:設備を適切に維持・管理する観点で保守管理計画が適切なものとなっているか再確認する。

STEP3:全設備に対する保守管理計画を策定し、設備の健全性を継続的に維持・管理する。

再処理施設および廃棄物管理施設の全設備について、12 月末までに STEP1 を 実施し、引き続き STEP2, 3 の取り組みに着手する。なお、安全上重要な設備を 含む部屋等の STEP1 については、11 月中の終了を目標とするとともに、その後、 速やかに STEP2, 3 の取り組みに着手する。

また、北陸電力(株)志賀原子力発電所での雨水流入事象に係る指示文書を受けた再調査については、設備を管理下に置く活動の一環として実施していくとともに、貫通部に対する止水措置の妥当性確認について、評価に使用できる記録類を掘り下げ、視点をより深くして評価を行っていること、評価にあたっては複数の目でチェックしていること等により、調査終了時期を10月末から12月末へ変更する。

以上を踏まえ、以下のとおり事業者対応方針(資料1)を改定する。

2. 設備を管理下に置く活動について【1.(4)a.(d)】

設備を管理下に置く活動は、当初計画していた設計図書をベースに作成した機器リストを用いた現場確認から、現場確認をベースとした全設備の把握に方向性を見直した。また、現在の事業者対応方針では、「安全上重要な設備を優先して10月末までに全数把握、健全性確認および保守管理計画の策定を実施する」こ

ととしているが、これまで実施してきた現場確認の結果を踏まえ、設備を抜けなく確認するため、安全上重要な設備とそれ以外を区分せず、建屋内は部屋単位、屋外は区画単位で確認を行う方針とした。これを踏まえ、安全上重要な設備を優先して10月末までに確認するという記載を削除し、「12月末までに再処理施設の全設備の全数把握、状態確認を実施するとともに、保守管理計画の状況を確認し再処理施設の全設備を管理下に置く。その後、保守管理計画の策定を実施していく」との記載に変更し、「安全上重要な設備を含む部屋等については、11月中の終了を目標とする。」ことを記載する。また、事業者対応方針へは記載しないが、冬期の積雪による影響を考慮して、屋外を優先して進めていくものとする。なお、これまで実施した現場確認では、電線管、スピーカ、配管、ダクト、煙感知器などが管理が不明確な設備として確認されている。

3. 志賀雨水再調査について【1.(4)d.(c)】

現行の事業者対応方針では、「再調査は、・・・対象となる貫通部に対して直接目視確認またはファイバースコープ等による確認を実施し、10月末までに原子力規制委員会へ報告」する」、「直接目視確認のために干渉物等の撤去が必要な貫通部については、確認および監視の計画を取りまとめ、上記の報告にあわせて報告する」としている。今回、貫通部に対する現場確認実施後の評価について、設備を管理下に置く活動の一環として実施していくとともに、貫通部に対する止水措置の妥当性確認について、評価に使用できる記録類を掘り下げ、施工当時の記録を可能な限り入手するなど、視点をより深くして評価を行っていること、評価にあたっては確認責任者や雨水対応会議による複数の目でチェックしていること、および再調査にあわせて実施することとした漏えい痕等、壁貫通部周辺の詳細状況の調査において、原因特定のために痕跡成分の分析を行っていること等により、10月末までとしている期限を12月末までとする。また、直接目視確認のために干渉物等の撤去が必要な貫通部についての調査もこの期間内に完了させることとし、その結果についてあわせて報告することとする。

4. 廃棄物管理施設を対象としていることの明確化

資料 1 については、再処理施設の保安検査等の指摘を踏まえた事業者対応方針であるが、再処理施設だけではなく廃棄物管理施設を含む再処理事業部として取り組んでいる。現在の事業者対応方針ではこれが明確ではないため、対象施設に廃棄物管理施設を追加し、明確化する。例)

○【1.(4)a.(d)】再処理施設

⇒章立てを分けて廃棄物管理施設を追加

[1.(4)a.(d-1)] 再処理施設 [1.(4)a.(d-2)] 廃棄物管理施設

5. その他進捗の反映

その他の部分についても、9月末までに策定することとした計画書等について、 実績を反映できる部分については実績を反映する。 例)

○【1. (4) b. (a)】「巡視・点検の必要な箇所に漏れがないかを確認し、必要に応じて巡視・点検等のマニュアルを改定」(10 月末から順次 12 月末まで) →改定後:(12 月末まで)

なお、巡視・点検マニュアルの再確認については、10 月末までとしていた 安全上重要な設備の全数把握を踏まえて実施する予定であったが、安全上重要 な設備を区分しないこととしたことから、10 月末からとの期間を削除する。

○【1. (4) d. (e)】「・・・漏えい痕等、壁貫通部周辺の詳細状況の調査を追加して実施することとし、9月末までに再調査の計画を改定する。計画の改定1は、技術課長が作成し、雨水対応会議における確認の後、各部長および再処理工場長が審査し、再処理事業部長が承認する。再処理事業部長は、承認に当たり、保安上の妥当性について再処理安全委員会における審議を受ける。さらに、計画書は、品質・保安会議において審議し、再処理事業部長は、審議結果を尊重して承認する。」(9月28日改定済み)(新規記載)

6. 平成 29 年 10 月 23 日に発生した災害の影響について

平成29年10月23日に発生した重大な災害(一般共同溝における開口部からの墜落事象)を受け、再発防止の水平展開を図るために、事象発生後、速やかに 貫通部再調査に係る全ての現場作業を一時中断した。今後、一般共同溝における 全数把握、健全性確認作業および雨水再調査の現場確認作業については安全対策 が施されるまで中断し、その他の場所における作業については、不安全箇所がな いことを事前に確認したうえで適宜実施する計画としている。

また、10月24日から11月24日までを「不安全箇所撲滅キャンペーン」期間として設定し、事象の周知・徹底や、墜落災害の危険性がある場所のパトロールを行なうこととしている。

安全の確保が最優先であり、上記に伴い、設備を管理下に置く活動および志賀 雨水再調査計画の進捗に影響が生じた場合には、必要に応じて、計画を見直すこ ととする。

- 添付1-1 資料1 平成29年度第2回保安検査(再処理施設)における指摘 事項に係る事業者対応方針
- 添付1-2 事業者対応方針 資料1 前後対比表

資料 1

(2017年10月30日改定)

平成29年度第2回保安検査(再処理施設)における 指摘事項に係る事業者対応方針

〇改定にあたって

平成 29 年度第 2 回保安検査(再処理施設)における指摘事項に係る事業者対応方針(資料 1)を 9 月 26 日に提出し、その後、設備を管理下に置くための活動を実施していく中で、より抜けなく合理的な方法を検討してきた。

その結果、設備を管理下に置く活動は、これまで安全上重要な設備を優先して 10 月末までに、安全上重要な設備以外の設備を 12 月末までに実施する方針としていたが、現場にある全ての設備を抜けなく確認するため設備を区分することなく部屋単位、エリア単位で網羅的に確認していく方針に変更する。また、設備を継続的に維持・管理するために、設備を管理下に置く活動は、以下に示す STEP1~3 に区分して本活動を段階的に実施していくこととし、設備を全て把握し、その設備の状態が把握できた段階 (STEP1) が、設備が維持管理された状態の第一段階であると考える。STEP2, 3 については、継続してしゅん工までに実施することとし、設備の健全性を継続的に維持するとともに保守管理を実施していく。

STEP1:設備を全て把握し、設備の状態を確認するとともに保守管理計画があるかどうかを確認する。

STEP2:設備を適切に維持・管理する観点で保守管理計画が適切なものとなっているか再確認する。

STEP3:全設備に対する保守管理計画を策定し、設備の健全性を継続的に維持・ 管理する。

再処理施設および廃棄物管理施設の全設備について、12 月末までに STEP1 を実施し、引き続き STEP2, 3 の取り組みに着手する。なお、安全上重要な設備を含む部屋等の STEP1 については、11 月中の終了を目標とするとともに、その後、速やかに STEP2, 3 の取り組みに着手する。

また、北陸電力(株)志賀原子力発電所での雨水流入事象に係る指示文書を受けた 再調査については、設備を管理下に置く活動の一環として実施していくとともに、貫 通部に対する止水措置の妥当性確認について、評価に使用できる記録類を掘り下げ、 視点をより深くして評価を行っていること、評価にあたっては複数の目でチェックし ていること等により、調査終了時期を10月末から12月末へ変更する。

- 1. 非常用電源建屋非常用ディーゼル発電機 B 補機室への雨水浸入への対応方針
 - (1) 現状の問題点

2017年8月13日に、非常用電源建屋と隣接する配管ピットBの燃料油配管(安全上重要な設備である非常用ディーゼル発電機に燃料を供給する配管)の壁貫通

部を通して非常用電源建屋に水が浸入した。非常用電源建屋に浸入した水は、当該配管ピットに溜まった雨水であり、配管ピット内部に設置されている燃料油配管が水没していた。

これらの原因は、配管ピット点検口の止水用パッキン、コンクリート蓋の止水 用コーキング、非常用電源建屋と配管ピット躯体との接合部にある止水処置が劣 化して配管ピットに浸入した雨水が、非常用電源建屋と配管ピットの燃料油配管 の壁貫通部における配管と止水板の隙間を埋めるコーキングのひび割れを通して 非常用電源建屋に浸入したためと考えた。

壁貫通部のコーキングの再施工および配管ピット内点検のため、8月24日に配管ピットBの、9月8日に配管ピットAのコンクリート蓋を開放したが、台風18号の接近に備えて、9月16日にコンクリート蓋を閉止し、止水用コーキングを再施工した後、防水テープを施工した。また、配管ピット点検口については、防水テープを施工した。配管ピット上には防水シートを施工することとしたが、防水シートの納品が間に合わないことから、再処理工場長は、応急的に防炎シートとブルーシートによる止水措置を講じることとした。また、非常用電源建屋と配管ピット躯体との接合部についてもコーキングを実施したが、配管ピット内に雨水が浸入していることを9月18日に確認した。

このため、9月19日に非常用電源建屋と配管ピット躯体との接合部に対し、吸水材(ポリグラウト)による止水を行ない、再度コーキングを実施するとともに、9月20日に配管ピット内の壁と床との接合部のコーキングを実施したが、配管ピット内に再度雨水が浸入していることを9月21日に確認した。

コンクリート蓋を開放し雨水浸入箇所を確認したところ、雨水はコンクリート 蓋とピット躯体との隙間および配管ピット内の壁と床との接合部から浸入してい た。

9月24日に配管ピットB点検ロ下のピット内に水が浸入していることを確認した。

以上を踏まえた現状の問題点は、以下のとおり。

a. 保守管理

当該配管ピットは内部に雨水が入らないよう防水性を有する設計としていたが、2003年の設置以降、管理担当課長は、配管ピットの防水性を点検対象としていなかったため、配管ピット点検口の止水用パッキン等の劣化に気付くことができなかった。燃料油配管自体も点検対象としていなかった。

これは、再処理施設において一部の設備が管理された状態となっていなかったためである。

(保安規定:第74条 保守管理に係る計画及び実施)

b. 巡視·点検

当該配管ピットは、2004年から運転員(委託員)による巡視・点検の対象となっていたが、巡視・点検の主旨や目的を踏まえた点検方法が明確となっていなかったことから、燃料油配管のフランジ上部に設置された点検口では

なく、給油口から点検がなされていた。

また、2005年の運転管理課長(当時)による巡視・点検マニュアルの改定において、2箇所の点検対象(配管ピットおよび隣接するケーブルピット)を1つにまとめて記載したこと、および点検対象の名称が現場に表示されていなかったことから、2007年以降、運転員(委託員)はケーブルピットのみを点検し、その結果を配管ピットの点検結果としていた。

(保安規定:第25条 巡視・点検)

c. 雨水の再浸入

台風 18 号の接近に備えた配管ピットへの止水措置については、ユーティリティ課長は、防水シートの納品が間に合わないことから、防水テープ、防炎シートおよびブルーシートにより応急的に止水措置を講じたが、雨水の浸入を防ぐことができなかった。

また、ユーティリティ課長は、配管ピットへの雨水浸入経路である、非常 用電源建屋と配管ピット躯体との接合部、および配管ピット内の壁と床との 接合部にコーキングを実施したが、雨水の浸入を防ぐことができなかった。

(保安規定:第74条 保守管理に係る計画及び実施)

d. 指示文書関連(その1)

当該壁貫通部は、配管と止水板の隙間を埋めるコーキングにより止水処置をしているが、北陸電力(株)志賀原子力発電所での雨水流入事象に係る原子力規制委員会からの指示文書を受けた調査では、ユーティリティ課長は、当該壁貫通部についてはコーキングを確認できる配管ピット側からの目視確認をせずに、設計図書による止水処置施工法の確認結果と非常用電源建屋内部からの目視確認結果から止水処置がなされていると報告した。

指示文書の主旨に従えば、最大限の努力をして現場確認を行うべきであったが、再処理工場長が承認した社内の調査計画書では、目視確認が困難な場合は設計図書のみで確認する計画としていた。また、ユーティリティ課長は、当該配管ピット点検口からはファイバースコープによる目視確認が可能であったが、実施しなかった。さらに、調査計画書および報告書が適切な内容となっているかについて、雨水対応会議(保安規定第10条(業務の計画及び実施)に基づく計画書に規定する会議体、議長:再処理事業部長)で十分にチェックできておらず、再処理事業部長は、報告内容の問題点に気付くことができなかった。

(保安規定:第10条 業務の計画及び実施)

e. 指示文書関連(その2)

非常用電源建屋非常用ディーゼル発電機 A 補機室の配管ピット A の燃料油配管の壁貫通部に、配管ピットからの漏えいが明らかな漏えい痕があることを 9 月 22 日に確認した。北陸電力(株)志賀原子力発電所での雨水流入事象に係る原子力規制委員会からの指示文書を受けた調査において、当該の壁貫通部を撮影した写真にも、配管ピットからの漏えいが明らかな漏えい痕があ

ることを同日に確認した。

ユーティリティ課長は、当該写真が添付された調査結果を確認することなく承認し、調査結果を取りまとめて報告書を作成した技術課長も、当該写真 を確認することなく、雨水対応会議に報告した。なお、報告書には現場写真 は添付していなかった。

また、同じく9月22日に、同建屋非常用ディーゼル発電機B補機室の燃料油配管の下面に、壁貫通部からの漏えいの可能性のある液垂れ痕があることを確認した。

保安検査において当該調査においては、非常用電源建屋非常用ディーゼル発電機補機室側からの、現場確認は実施した旨の説明をしたが、実際には、写真を撮っただけで適切な調査は実施していなかったという、事実と異なる説明を再三繰り返した。

これらの点に関しても、報告書が適切な内容となっているかについて、雨水対応会議で十分にチェックできておらず、再処理事業部長は、報告内容の問題点に気付くことができなかった。このため、問題がない旨の事実と異なる報告書を作成し、原子力規制委員会に報告した。

(保安規定:第10条 業務の計画及び実施)

当該の部屋は、運転員(委託員)による1日1回の巡視・点検の対象となっていたが、当該の壁貫通部の漏えい痕に気付かなかった。

(2) 事象発生から現在までに実施した安全確保対策

- a. 配管ピットに溜まった雨水を速やかに排水した。(配管ピット B:8 月 14 日、 配管ピット A:8 月 15 日実施済み)
- b. 配管ピットと非常用電源建屋の燃料油配管の壁貫通部については、コーキングの再施工によりひび割れの補修を実施した。(配管ピットB:8月24日、配管ピットA:9月13日実施済み)
- c. 第2非常用ディーゼル発電機の起動確認を実施し、機能の健全性を確認した。 (9月8日実施済み)
- d. 配管ピット A, B のコンクリート蓋を開放して、配管ピット内部の配管・フランジ・サポートの手入れを実施し、配管の外面腐食点検、UT 肉厚測定、フランジ部のトルク確認および隙間測定、サポート板厚測定を実施し、異常のないことを確認した。(9月13日実施済み)
- e. 9月16日にコンクリート蓋を閉止し、止水用コーキングを再施工した後、防水テープを施工した。また、配管ピット点検口については、防水テープを施工した。配管ピット上には防水シートを施工することとしたが、防水シートの納品が間に合わないことから、再処理工場長は、応急的に防炎シートとブルーシートによる止水措置を講じることとした。また、非常用電源建屋と配管ピット躯体との接合部についてもコーキングを実施したが、配管ピット内に雨水が浸入していることを9月18日に確認した。

このため、9月19日に非常用電源建屋と配管ピット躯体との接合部に対し、吸水材(ポリグラウト)による止水を行ない、再度コーキングを実施するとともに、9月20日に配管ピット内の壁と床との接合部のコーキングを実施したが、配管ピット内に再度雨水が浸入していることを9月21日に確認した。

- f. 配管ピット B 点検口からの点検を 8 月 18 日 (配管ピット A は 9 月 1 日) から開始するとともに、巡視・点検マニュアルを改正し、配管ピット (点検口含む)、ケーブルピットを 1 回 \angle 1 日の巡視・点検対象として明記するとともに、雨水浸入の有無を点検項目として追加した。 (9 月 8 日改正済み)
- g. 巡視·点検マニュアルと整合する名称を現場へ表示した。(9月8日実施済み)

(3) 直接原因

現状の問題点について要因分析を行った結果、明らかになった直接原因は、以下のとおり。

- a. 問題点(1) a. について(保守管理)
 - ・管理担当課長や保修担当課長は、配管ピット点検口の止水用パッキンおよび燃料油配管を始め、一部の設備を管理した状態としていなかった。
- b. 問題点(1) b. について(巡視・点検)
 - ・ユーティリティ課長は、配管ピットの巡視・点検の主旨や目的を踏まえた 点検方法を明確にしていなかった。
 - ・巡視・点検マニュアルで 2 箇所の点検対象(配管ピットとケーブルピット) を 1 つにまとめて記載したため、運転員(委託員)は、点検すべき場所の 特定ができなかった。また、点検場所の表示もされていなかったため、点 検場所を特定できなかった。
 - ・点検口は、点検に当たってボルトを外すことが必要な構造となっていた。
- c. 問題点(1) c. について(雨水の再浸入)
 - ・再処理事業部長以下は、設備・環境変化に対するリスク管理が十分ではなく、あらゆる手段を具体的に提案・検討して雨水浸入防止を図ることについての強い危機意識を持った業務遂行が出来ず、対応が後手に回り、雨水浸入を繰り返してしまった。
 - ・事象発生後、配管ピットの雨水浸入防止措置を含む復旧計画について、再 処理事業部長は雨水対応会議、再処理安全委員会および品質・保安会議に おける審議を行わなかった。
 - ・配管ピットについて、再処理事業部長は、可能性のあるすべての雨水浸入 経路に対する浸入防止措置を講じられなかった。
- d. 問題点(1) d. について(指示文書関連(その1))
 - ・再処理工場長が承認した社内の調査計画書では、目視確認が困難な場合は 設計図書のみで確認する計画としていた。
 - ・当該配管ピット点検口からはファイバースコープによる目視確認が可能であったが、ユーティリティ課長は目視確認を実施しなかった。

- ・調査計画書および報告書が適切な内容となっているかについて、雨水対応 会議で十分にチェックできておらず、再処理事業部長は、報告内容の問題 点に気付くことができなかった。
- e. 問題点(1) e. について(指示文書関連(その2))
 - ・社内の調査計画書では、「机上にて確認した貫通部のシール材、貫通対象物、およびシール材の亀裂・損傷等の有無」を現場で確認することとしており、調査担当者に、漏えい痕の有無の確認を意識させる内容ではなかった。
 - ・巡視・点検マニュアルでは、非常用ディーゼル発電機補機室の漏えいを点 検項目としていたが、壁貫通部は点検項目としていなかった。

(4) 直接原因を踏まえた対応方針

- a. 問題点(1) a. について(保守管理)
 - (a) 配管ピットの防水性に関係する設備および配管ピットに設置している安全 上重要な設備について、ユーティリティ課長は9月末までに全数把握(機 器リスト作成および現場確認)、健全性確認および保守管理計画の策定を実 施する。(9月29日実施済み)
 - (b) 管理下に置かれていない設備を管理下に置くための全数把握および健全性確認、ならびに保守管理計画の策定を実施することとし、再処理事業部長は、9月末までに全体の計画書を策定する。再処理事業部長は、全体の計画、進捗の管理、活動の妥当性を確認する会議体(保安規定第10条(業務の計画及び実施)に基づく計画書に規定する会議体、議長:再処理事業部長)を設ける。(9月27日実施済み。なお、全数把握等の実施方法を再検討し11月上旬までに改定予定)

なお、d. に示す北陸電力(株)志賀原子力発電所での雨水流入事象に係る 指示文書を受けた再調査については、設備を管理下に置く活動の一環として 実施する。

- (c) 全体の計画書は、上記会議体事務局および各課長が作成し、各部長および再処理工場長が審査し、再処理事業部長が承認する。再処理事業部長は、承認に当たり、保安上の妥当性について再処理/貯蔵管理安全委員会における審議を受ける。さらに、計画書は、品質・保安会議において審議し、再処理事業部長は、審議結果を尊重して承認する。(9月27日実施済み)
- (d-1) 各課長は、12 月末までに再処理施設の全設備の全数把握、状態確認を実施するとともに、保守管理計画の状況を確認し再処理施設の全設備を管理下に置く。但し、安全上重要な設備を含む部屋等については、11 月中の終了を目標とする。その後、保守管理計画の策定を実施していく。
- (d-2) 各課長は、12 月末までに廃棄物管理施設の全設備の全数把握、状態確認 を実施するとともに、保守管理計画の状況を確認し廃棄物管理施設の全設 備を管理下に置く。但し、安全上重要な設備を含む部屋等については、11

月中の終了を目標とする。その後、保守管理計画の策定を実施していく。

- (e) 各課長は全数把握として、現場に存在する全設備を網羅的に抜けなく確認し、これまで把握していなかった設備がないか確認していく。現場確認において、セル内、干渉物等の撤去が必要な箇所、および高所で狭隘な箇所などの理由で目視確認ができない場合は、施工記録、検査記録などから代替確認する。
- (f) 再処理施設および廃棄物管理施設の全設備を管理下におくための本活動は、 再処理事業部長のもと、再処理工場長を実施責任者として、社内外の協力 を得て、再処理事業部の各部・各課が実施する。
- (g) 本活動の活動結果は、上記会議体事務局および各課長が作成し、上記会議体構成員による確認の後、各部長および再処理工場長が審査し、再処理事業部長が承認する。再処理事業部長は、承認に当たり、保安上の妥当性について再処理/貯蔵管理安全委員会における審議を受ける。さらに、本結果は、品質・保安会議において審議し、再処理事業部長は、審議結果を尊重して承認する。
- b. 問題点(1) b. について(巡視・点検)
 - (a) 当該配管ピット以外にも巡視・点検の必要な箇所に漏れがないかを確認し、 管理担当課長は、必要に応じて巡視・点検等のマニュアルを改正し、管理 された状態にする。(12 月末まで)
 - (b) 本活動の計画および活動結果は、上記 a. の活動の計画および活動結果に含める。
 - (c) 配管ピット点検口については、運転員の負荷軽減の観点から、ユーティリティ課長は、11 月末までにさらに容易に巡視・点検ができる構造に改善する。
 - (d) 上記(c)の計画および結果は、ユーティリティ課長が作成し、共用施設部長および再処理工場長が審査し、再処理事業部長が承認する。再処理事業部長は、承認に当たり、保安上の妥当性について再処理安全委員会における審議を受ける。さらに、本計画および本結果は、品質・保安会議において審議し、再処理事業部長は、審議結果を尊重して承認する。
- c. 問題点(1) c. について(雨水の再浸入)
 - (a) 再処理事業部長以下は、リスク管理や強い危機意識を持った業務遂行に欠けていたことを再認識し、自らの悪さを見出す活動(事例研修、ディスカッションなど)を実施する。
 - (b) 上記(a) の活動の計画および結果は、再処理計画部長が作成し、再処理事業部長が承認する。再処理事業部長は、承認に当たり、保安上の妥当性について再処理/貯蔵管理安全委員会における審議を受ける。さらに、本計画および本結果は、品質・保安会議において審議し、再処理事業部長は、審議結果を尊重して承認する。
 - (c) ユーティリティ課長は、9月25日までに次の応急措置を実施する。

- ・ コンクリート蓋を開放した状態で送風機により配管ピット内を乾燥させた後、ピット内の雨水浸入箇所へコーキングを行う。 (9月22日までに実施済み)
- ・ 配管ピットおよびコンクリート蓋のコーキング、防水テープ、防炎シートおよびブルーシートの養生を実施する。(9月22日までに実施済み)
- ・ 配管ピット周辺地盤を掘削し、ピット内にかかる地下水圧の低減を図る。(A 系は9月22日までに実施済み。B 系は9月24日までに実施済み。)
- ピット上部にやぐらを組み、ブルーシートで覆う。(A系は9月23日までに実施済み。B系は9月25日までに実施済み。)
- (d) 配管ピットへの雨水浸入は、非常用電源建屋と配管ピット躯体との接合部にある止水処置の劣化が原因となった可能性もあることから、ユーティリティ課長は、10 月末までに次の恒久対策を行う。なお、次の恒久対策の内容は、本対策の計画に係る(e)の審議結果に基づき必要に応じて見直す。
 - ・ 配管ピット周辺地盤を掘削して、ピット躯体および取合部の目視確認を実施する。
 - ・ 雨水浸入防止の強化のため、ピット躯体および取合部止水板への防水 措置を施工する。
 - ・ 雨水の排水およびピット周辺地盤の雨水浸透防止のため、ピット周辺 地盤にコンクリート舗装を施工する。コンクリート舗装には、排水用 勾配を設ける。
 - ・ 配管ピットおよび建屋と舗装との取合部は、止水板およびシーリング による止水処置を行う。
 - ・ 点検口のパッキンを再施工するとともに、ピット上面のすべてに防水 シートによる養生を施す。
- (e) 上記(d) の対策に係る計画および結果は、ユーティリティ課長が作成し、 雨水対応会議における確認の後、共用施設部長、土木建築部長および再処 理工場長が審査し、再処理事業部長が承認する。再処理事業部長は、承認 に当たり、保安上の妥当性について再処理安全委員会における審議を受け る。さらに、本計画および本結果は、品質・保安会議において審議し、再 処理事業部長は、審議結果を尊重して承認する。
- (f) 当該配管ピットの通常の巡視・点検(3回/日)に加えて、恒久対策が講じられるまでは、中央安全監視室にて降雨が確認された場合に、降雨の開始を起点に降雨終了から12時間後まで、運転員が配管ピット内を3時間ごとに確認する。ただし、降雨が激しく、点検口を開けることにより水の浸入のおそれがある場合等は、雨水浸入防止措置の状況の確認に留める。
- d. 問題点(1) d. および問題点(1) e. について(指示文書関連(その1)および同(その2))
 - (a) 北陸電力(株) 志賀原子力発電所での雨水流入事象に係る指示文書を受け

た調査について、再調査を実施することとし、再処理事業部長は、全貫通部を直接目視確認またはファイバースコープ等により確認することを基本とする再調査の計画を策定する(9月11日に策定し調査開始済み。なお、上記指示文書を受けた調査が不適切であったことに係わる要因分析結果等を踏まえた改訂を9月19日に実施済み)。

- (b) 今回の再調査では、雨水対応会議の責任・役割を計画書で明確にした上で、 雨水対応会議にて、物理的な理由等により直接目視確認またはファイバー スコープ等による確認ができない場合の評価方法を含めた調査方法および 調査結果の妥当性について確認する。
- (c) 再調査は、再処理工場長を実施責任者とした調査体制の下、対象となる貫通部に対して直接目視確認またはファイバースコープ等による確認を実施し、12 月末までに原子力規制委員会へ報告する。
- (d) 上記の報告書は、各課長が作成し、雨水対応会議における確認の後、各部長、再処理工場長および再処理事業部長が審査し、品質・保安会議において審議した後、社長が承認する。再処理事業部長は、審査に当たり、保安上の妥当性について再処理/貯蔵管理安全委員会における審議を受ける。上記の報告書には、物理的な理由等により直接目視確認またはファイバースコープ等による確認ができない箇所の評価結果を含める。
- (e) 上記の再調査には、漏えい痕等、壁貫通部周辺の詳細状況の調査を追加して実施することとし、9 月末までに再調査の計画を改訂する。計画の改訂は、技術課長が作成し、雨水対応会議における確認の後、各部長および再処理工場長が審査し、再処理事業部長が承認する。再処理事業部長は、承認に当たり、保安上の妥当性について再処理/貯蔵管理安全委員会における審議を受ける。さらに、計画書は、品質・保安会議において審議し、再処理事業部長は、審議結果を尊重して承認する。(9 月 28 日改正済み)
- (f) 雨水対応会議において、漏えい痕等の評価方法および評価結果の妥当性に ついて確認する。漏えい痕等の評価結果を含む調査結果は、上記の報告書 に含めて報告する。
- (g) 管理担当課長は、(4) b. (a) に示す巡視・点検等のマニュアルの改正において、漏えい痕等、壁貫通部周辺の詳細状況を点検項目に追加する。

2. 保安活動への取り組みができていないことへの対応方針

(1) 現状の問題点

これまでの保安検査において指摘を受けた事項など、下記の事例をはじめとした再処理事業部における保安活動への取り組みが不十分である項目が明らかになった。

- a. JAEA 大洗研究開発センターで発生した汚染事象を踏まえた水平展開において、 自らの問題として積極的に水平展開ができていないこと。
- b. ハル・エンドピースドラムをはじめとした固体廃棄物が、保管廃棄場所では

ない場所に長期保管されており、処理計画が具体化していないこと。

c. 北換気筒風量計の超音波式流量計および信号変換器の交換をはじめとした原子力規制庁からの指摘事項や面談における約束事項が適切にフォローされていないこと。

(2) 現状の問題点を踏まえた今後の対応

- a. 保安活動への取り組みができていないことへの対応に係る全体計画は、9月末までに再処理計画部長が作成し、再処理工場長が審査し、再処理事業部長が承認する。再処理事業部長は、承認に当たり、保安上の妥当性について再処理/貯蔵管理安全委員会における審議を受ける。さらに、本計画は、品質・保安会議において審議し、再処理事業部長は、審議結果を尊重して承認する。(9月29日実施済み)
- b. 全体計画では、事案に応じて対策に要する期間を短期、長期に分類し、確実 に改善を実行していく。
- c. 活動の結果は、再処理計画部長が作成し、再処理工場長が審査し、再処理事業部長が承認する。再処理事業部長は、承認に当たり、保安上の妥当性について再処理/貯蔵管理安全委員会における審議を受ける。さらに、本結果は、品質・保安会議において審議し、再処理事業部長は、審議結果を尊重して承認する。
- d. また、これらの問題点が生じた要因を抽出し、再発防止対策を実施する。これは、全社の安全・品質に係る改善活動として取り扱う。

3. 全社としての取り組み

再処理事業部の「チェック責任者」は、上記に係る計画および実施状況を確認し、必要な指示を行う。また、「全社監視チーム(安全・品質本部長主査)」は、事業部が実施する雨水対策、設備を管理下におく活動に係る会議体への出席、現地の確認、チェック責任者・管理者へのヒアリングなどの活動を通じ、本対応方針に記載する保安上重要な活動を確実に実施しているか監視し必要な対応を行う。(資料4参照)

以上

事業者対応方針 資料 1 前後対比表

変更前	変更後	備考
平成 29 年度第 2 回保安検査(再処理施設)における 指摘事項に係る事業者対応方針	資料 1 (2017 年 10 月 日改定) 平成 29 年度第 2 回保安検査(再処理施設)における 指摘事項に係る事業者対応方針	改定日の反映
	〇改定にあたって 平成 29 年度第 2 回保安検査 (再処理施設) における指摘事項に係る事業者対応方針(資料1)を9月 26 日に提出し、その後、設備を管理下に置くための活動を実施していく中で、より抜けなく合理的な方法を検討してきた。 その結果、設備を管理下に置く活動は、これまで安全上重要な設備を優先して 10 月末までに、安全上重要な設備以外の設備を12 月末までに実施する方針としていたが、現場にある全ての設備を抜けなく確認するため設備を区分することなら都屋単位、エリア単位で網羅的に確認していく方針に変更する。また、設備を継続的に維持・管理するために、設備を管理下に置く活動は、以下に示す STEP1~3 に区分して本活動を段階のに実施していくこととし、設備を全て把握し、その設備の状態が把握できた段階 (STEP1) が、設備が維持管理された状態の第一段階であると考える。STEP2、3 については、継続してしゅん工までに実施することとし、設備の健全性を継続的に維持するとともに保守管理を実施していく。 STEP1: 設備を全て把握し、設備の状態を確認するとともに保守管理計画があるかどうかを確認する。 STEP2: 設備を全で把握し、設備の状態を確認するとともに保守管理計画があるかどうかを確認する。 STEP2: 設備を全で把握し、設備の機全性を継続的に維持・管理するとも映像を適切に維持・管理する観点で保守管理計画が適切なものとなっている本再確認する。 STEP2: 設備を対する保守管理計画を策定し、設備の健全性を継続的に維持・管理する。 STEP2: 設備を対する保守管理計画を策定し、設備の健全性を継続的に維持・管理する。 STEP1: 公の取り組みに着手する。なお、安全上重要な設備を含む部屋等のSTEP1については、11 月中の終了を目標とするとともに、その後、速やかに STEP2、3 の取り組みに着手する。 また、北陸電力(株)本質原子力発電所での雨水流入事象に係る指示文書を受けた再調査については、設備を管理下に置く活動の一環として実施していくとともに、貫通部に対する止水措置の妥当性確認について、評価に使用できる記録類を振り下げ、視点をより深くして評価を行っていること、評価にあたっては複数の目でチェックしていること等により、調査終了時期を10 月末から12 月末へ変更する。	改定の経緯および改定の方針について追記

1. 非常用電源建屋非常用ディーゼル発電機 B 補機室への雨水浸入への対応方針

(1) 現状の問題点

2017年8月13日に、非常用電源建屋と隣接する配管ピットBの燃料油配管(安全上重要な設備である非常用ディーゼル発電機に燃料を供給する配管)の壁貫通部を通して非常用電源建屋に水が浸入した。非常用電源建屋に浸入した水は、当該配管ピットに溜まった雨水であり、配管ピット内部に設置されている燃料油配管が水没していた。

これらの原因は、配管ピット点検口の止水用パッキン、コンクリート蓋の止水 用コーキング、非常用電源建屋と配管ピット躯体との接合部にある止水処置が劣 化して配管ピットに浸入した雨水が、非常用電源建屋と配管ピットの燃料油配管 の壁貫通部における配管と止水板の隙間を埋めるコーキングのひび割れを通して 非常用電源建屋に浸入したためと考えた。

壁貫通部のコーキングの再施工および配管ピット内点検のため、8月24日に配管ピットBの、9月8日に配管ピットAのコンクリート蓋を開放したが、台風18号の接近に備えて、9月16日にコンクリート蓋を閉止し、止水用コーキングを再施工した後、防水テープを施工した。また、配管ピット点検口については、防水テープを施工した。配管ピット上には防水シートを施工することとしたが、防水シートの納品が間に合わないことから、再処理工場長は、応急的に防炎シートとブルーシートによる止水措置を講じることとした。また、非常用電源建屋と配管ピット躯体との接合部についてもコーキングを実施したが、配管ピット内に雨水が浸入していることを9月18日に確認した。

このため、9月19日に非常用電源建屋と配管ピット躯体との接合部に対し、吸水材(ポリグラウト)による止水を行ない、再度コーキングを実施するとともに、9月20日に配管ピット内の壁と床との接合部のコーキングを実施したが、配管ピット内に再度雨水が浸入していることを9月21日に確認した。

コンクリート蓋を開放し雨水浸入箇所を確認したところ、雨水はコンクリート 蓋とピット躯体との隙間および配管ピット内の壁と床との接合部から浸入していた。

9月24日に配管ピットB点検ロ下のピット内に水が浸入していることを確認した。

以上を踏まえた現状の問題点は、以下のとおり。

a. 保守管理

当該配管ピットは内部に雨水が入らないよう防水性を有する設計としていたが、2003年の設置以降、管理担当課長は、配管ピットの防水性を点検対象としていなかったため、配管ピット点検口の止水用パッキン等の劣化に気付くことができなかった。燃料油配管自体も点検対象としていなかった。

これは、再処理施設において一部の設備が管理された状態となっていなかったためである。

(保安規定:第74条 保守管理に係る計画及び実施)

- 1. 非常用電源建屋非常用ディーゼル発電機 B 補機室への雨水浸入への対応方針
- (1) 現状の問題点

2017年8月13日に、非常用電源建屋と隣接する配管ピットBの燃料油配管(安全上重要な設備である非常用ディーゼル発電機に燃料を供給する配管)の壁貫通部を通して非常用電源建屋に水が浸入した。非常用電源建屋に浸入した水は、当該配管ピットに溜まった雨水であり、配管ピット内部に設置されている燃料油配管が水没していた。

これらの原因は、配管ピット点検口の止水用パッキン、コンクリート蓋の止水 用コーキング、非常用電源建屋と配管ピット躯体との接合部にある止水処置が劣 化して配管ピットに浸入した雨水が、非常用電源建屋と配管ピットの燃料油配管 の壁貫通部における配管と止水板の隙間を埋めるコーキングのひび割れを通して 非常用電源建屋に浸入したためと考えた。

壁貫通部のコーキングの再施工および配管ピット内点検のため、8月24日に配管ピットBの、9月8日に配管ピットAのコンクリート蓋を開放したが、台風18号の接近に備えて、9月16日にコンクリート蓋を閉止し、止水用コーキングを再施工した後、防水テープを施工した。また、配管ピット点検口については、防水テープを施工した。配管ピット上には防水シートを施工することとしたが、防水シートの納品が間に合わないことから、再処理工場長は、応急的に防炎シートとブルーシートによる止水措置を講じることとした。また、非常用電源建屋と配管ピット躯体との接合部についてもコーキングを実施したが、配管ピット内に雨水が浸入していることを9月18日に確認した。

このため、9月19日に非常用電源建屋と配管ピット躯体との接合部に対し、吸水材(ポリグラウト)による止水を行ない、再度コーキングを実施するとともに、9月20日に配管ピット内の壁と床との接合部のコーキングを実施したが、配管ピット内に再度雨水が浸入していることを9月21日に確認した。

コンクリート蓋を開放し雨水浸入箇所を確認したところ、雨水はコンクリート 蓋とピット躯体との隙間および配管ピット内の壁と床との接合部から浸入してい た。

9月24日に配管ピットB点検ロ下のピット内に水が浸入していることを確認した。

以上を踏まえた現状の問題点は、以下のとおり。

a. 保守管理

当該配管ピットは内部に雨水が入らないよう防水性を有する設計としていたが、2003年の設置以降、管理担当課長は、配管ピットの防水性を点検対象としていなかったため、配管ピット点検口の止水用パッキン等の劣化に気付くことができなかった。燃料油配管自体も点検対象としていなかった。

これは、再処理施設において一部の設備が管理された状態となっていなかったためである。

(保安規定:第74条 保守管理に係る計画及び実施)

変更前

変 更 後

備 考

b. 巡視・点検

当該配管ピットは、2004年から運転員(委託員)による巡視・点検の対象 となっていたが、巡視・点検の主旨や目的を踏まえた点検方法が明確となっ ていなかったことから、燃料油配管のフランジ上部に設置された点検口では なく、給油口から点検がなされていた。

また、2005年の運転管理課長(当時)による巡視・点検マニュアルの改定 において、2箇所の点検対象(配管ピットおよび隣接するケーブルピット)を 1つにまとめて記載したこと、および点検対象の名称が現場に表示されていな かったことから、2007年以降、運転員(委託員)はケーブルピットのみを点 検し、その結果を配管ピットの点検結果としていた。

(保安規定:第25条 巡視・点検)

c. 雨水の再浸入

台風 18 号の接近に備えた配管ピットへの止水措置については、ユーティリティ課長は、防水シートの納品が間に合わないことから、防水テープ、防炎シートおよびブルーシートにより応急的に止水措置を講じたが、雨水の浸入を防ぐことができなかった。

また、ユーティリティ課長は、配管ピットへの雨水浸入経路である、非常 用電源建屋と配管ピット躯体との接合部、および配管ピット内の壁と床との 接合部にコーキングを実施したが、雨水の浸入を防ぐことができなかった。

(保安規定:第74条 保守管理に係る計画及び実施)

d. 指示文書関連(その1)

当該壁貫通部は、配管と止水板の隙間を埋めるコーキングにより止水処置をしているが、北陸電力(株)志賀原子力発電所での雨水流入事象に係る原子力規制委員会からの指示文書を受けた調査では、ユーティリティ課長は、当該壁貫通部についてはコーキングを確認できる配管ピット側からの目視確認をせずに、設計図書による止水処置施工法の確認結果と非常用電源建屋内部からの目視確認結果から止水処置がなされていると報告した。

指示文書の主旨に従えば、最大限の努力をして現場確認を行うべきであったが、再処理工場長が承認した社内の調査計画書では、目視確認が困難な場合は設計図書のみで確認する計画としていた。また、ユーティリティ課長は、当該配管ピット点検口からはファイバースコープによる目視確認が可能であったが、実施しなかった。さらに、調査計画書および報告書が適切な内容となっているかについて、雨水対応会議(保安規定第10条(業務の計画及び実施)に基づく計画書に規定する会議体、議長:再処理事業部長)で十分にチェックできておらず、再処理事業部長は、報告内容の問題点に気付くことができなかった。

(保安規定:第10条 業務の計画及び実施)

b. 巡視・点検

当該配管ピットは、2004年から運転員(委託員)による巡視・点検の対象 となっていたが、巡視・点検の主旨や目的を踏まえた点検方法が明確となっ ていなかったことから、燃料油配管のフランジ上部に設置された点検口では なく、給油口から点検がなされていた。

また、2005年の運転管理課長(当時)による巡視・点検マニュアルの改定 において、2箇所の点検対象(配管ピットおよび隣接するケーブルピット)を 1つにまとめて記載したこと、および点検対象の名称が現場に表示されていな かったことから、2007年以降、運転員(委託員)はケーブルピットのみを点 検し、その結果を配管ピットの点検結果としていた。

(保安規定:第25条 巡視・点検)

c. 雨水の再浸入

台風 18 号の接近に備えた配管ピットへの止水措置については、ユーティリティ課長は、防水シートの納品が間に合わないことから、防水テープ、防炎シートおよびブルーシートにより応急的に止水措置を講じたが、雨水の浸入を防ぐことができなかった。

また、ユーティリティ課長は、配管ピットへの雨水浸入経路である、非常 用電源建屋と配管ピット躯体との接合部、および配管ピット内の壁と床との 接合部にコーキングを実施したが、雨水の浸入を防ぐことができなかった。

(保安規定:第74条 保守管理に係る計画及び実施)

d. 指示文書関連(その1)

当該壁貫通部は、配管と止水板の隙間を埋めるコーキングにより止水処置 をしているが、北陸電力(株)志賀原子力発電所での雨水流入事象に係る原 子力規制委員会からの指示文書を受けた調査では、ユーティリティ課長は、 当該壁貫通部についてはコーキングを確認できる配管ピット側からの目視確 認をせずに、設計図書による止水処置施工法の確認結果と非常用電源建屋内 部からの目視確認結果から止水処置がなされていると報告した。

指示文書の主旨に従えば、最大限の努力をして現場確認を行うべきであったが、再処理工場長が承認した社内の調査計画書では、目視確認が困難な場合は設計図書のみで確認する計画としていた。また、ユーティリティ課長は、当該配管ピット点検口からはファイバースコープによる目視確認が可能であったが、実施しなかった。さらに、調査計画書および報告書が適切な内容となっているかについて、雨水対応会議(保安規定第10条(業務の計画及び実施)に基づく計画書に規定する会議体、議長:再処理事業部長)で十分にチェックできておらず、再処理事業部長は、報告内容の問題点に気付くことができなかった。

(保安規定:第10条 業務の計画及び実施)

e. 指示文書関連(その2)

非常用電源建屋非常用ディーゼル発電機 A 補機室の配管ピット A の燃料油配管の壁貫通部に、配管ピットからの漏えいが明らかな漏えい痕があることを 9 月 22 日に確認した。北陸電力(株)志賀原子力発電所での雨水流入事象に係る原子力規制委員会からの指示文書を受けた調査において、当該の壁貫通部を撮影した写真にも、配管ピットからの漏えいが明らかな漏えい痕があることを同日に確認した。

ユーティリティ課長は、当該写真が添付された調査結果を確認することな く承認し、調査結果を取りまとめて報告書を作成した技術課長も、当該写真 を確認することなく、雨水対応会議に報告した。なお、報告書には現場写真 は添付していなかった。

また、同じく9月22日に、同建屋非常用ディーゼル発電機B補機室の燃料油配管の下面に、壁貫通部からの漏えいの可能性のある液垂れ痕があることを確認した。

保安検査において当該調査においては、非常用電源建屋非常用ディーゼル 発電機補機室側からの、現場確認は実施した旨の説明をしたが、実際には、 写真を撮っただけで適切な調査は実施していなかったという、事実と異なる 説明を再三繰り返した。

これらの点に関しても、報告書が適切な内容となっているかについて、雨水対応会議で十分にチェックできておらず、再処理事業部長は、報告内容の問題点に気付くことができなかった。このため、問題がない旨の事実と異なる報告書を作成し、原子力規制委員会に報告した。

(保安規定:第10条 業務の計画及び実施)

当該の部屋は、運転員(委託員)による1日1回の巡視・点検の対象となっていたが、当該の壁貫通部の漏えい痕に気付かなかった。

(2) 事象発生から現在までに実施した安全確保対策

- a. 配管ピットに溜まった雨水を速やかに排水した。(配管ピット B:8月14日、 配管ピット A:8月15日実施済み)
- b. 配管ピットと非常用電源建屋の燃料油配管の壁貫通部については、コーキングの再施工によりひび割れの補修を実施した。(配管ピットB:8月24日、配管ピットA:9月13日実施済み)
- c. 第2非常用ディーゼル発電機の起動確認を実施し、機能の健全性を確認した。 (9月8日実施済み)
- d. 配管ピット A. B のコンクリート蓋を開放して、配管ピット内部の配管・フランジ・サポートの手入れを実施し、配管の外面腐食点検、UT 肉厚測定、フランジ部のトルク確認および隙間測定、サポート板厚測定を実施し、異常のないことを確認した。(9月13日実施済み)

e. 指示文書関連(その2)

非常用電源建屋非常用ディーゼル発電機 A 補機室の配管ピット A の燃料油配管の壁貫通部に、配管ピットからの漏えいが明らかな漏えい痕があることを 9 月 22 日に確認した。北陸電力(株)志賀原子力発電所での雨水流入事象に係る原子力規制委員会からの指示文書を受けた調査において、当該の壁貫通部を撮影した写真にも、配管ピットからの漏えいが明らかな漏えい痕があることを同日に確認した。

ユーティリティ課長は、当該写真が添付された調査結果を確認することな く承認し、調査結果を取りまとめて報告書を作成した技術課長も、当該写真 を確認することなく、雨水対応会議に報告した。なお、報告書には現場写真 は添付していなかった。

また、同じく9月22日に、同建屋非常用ディーゼル発電機B補機室の燃料油配管の下面に、壁貫通部からの漏えいの可能性のある液垂れ痕があることを確認した。

保安検査において当該調査においては、非常用電源建屋非常用ディーゼル 発電機補機室側からの、現場確認は実施した旨の説明をしたが、実際には、 写真を撮っただけで適切な調査は実施していなかったという、事実と異なる 説明を再三繰り返した。

これらの点に関しても、報告書が適切な内容となっているかについて、雨水対応会議で十分にチェックできておらず、再処理事業部長は、報告内容の問題点に気付くことができなかった。このため、問題がない旨の事実と異なる報告書を作成し、原子力規制委員会に報告した。

(保安規定:第10条 業務の計画及び実施)

当該の部屋は、運転員(委託員)による1日1回の巡視・点検の対象となっていたが、当該の壁貫通部の漏えい痕に気付かなかった。

(2) 事象発生から現在までに実施した安全確保対策

- a. 配管ピットに溜まった雨水を速やかに排水した。(配管ピット B:8月14日、 配管ピット A:8月15日実施済み)
- b. 配管ピットと非常用電源建屋の燃料油配管の壁貫通部については、コーキングの再施工によりひび割れの補修を実施した。(配管ピットB:8月24日、配管ピットA:9月13日実施済み)
- c. 第2非常用ディーゼル発電機の起動確認を実施し、機能の健全性を確認した。 (9月8日実施済み)
- d. 配管ピット A, B のコンクリート蓋を開放して、配管ピット内部の配管・フランジ・サポートの手入れを実施し、配管の外面腐食点検、UT 肉厚測定、フランジ部のトルク確認および隙間測定、サポート板厚測定を実施し、異常のないことを確認した。(9月13日実施済み)

変更前

e. 9月16日にコンクリート蓋を閉止し、止水用コーキングを再施工した後、防水テープを施工した。また、配管ピット点検口については、防水テープを施工した。配管ピット上には防水シートを施工することとしたが、防水シートの納品が間に合わないことから、再処理工場長は、応急的に防炎シートとブルーシートによる止水措置を講じることとした。また、非常用電源建屋と配管ピット躯体との接合部についてもコーキングを実施したが、配管ピット内に雨水が浸入していることを9月18日に確認した。

このため、9月19日に非常用電源建屋と配管ピット躯体との接合部に対し、 吸水材(ポリグラウト)による止水を行ない、再度コーキングを実施するとと もに、9月20日に配管ピット内の壁と床との接合部のコーキングを実施した が、配管ピット内に再度雨水が浸入していることを9月21日に確認した。

- f. 配管ピットB点検口からの点検を8月18日(配管ピットAは9月1日)から 開始するとともに、巡視・点検マニュアルを改正し、配管ピット(点検口含む)、 ケーブルピットを1回/1日の巡視・点検対象として明記するとともに、雨水 浸入の有無を点検項目として追加した。(9月8日改正済み)
- g. 巡視・点検マニュアルと整合する名称を現場へ表示した。(9月8日実施済み)

(3) 直接原因

現状の問題点について要因分析を行った結果、明らかになった直接原因は、以 下のとおり。

- a. 問題点(1) a. について(保守管理)
 - ・管理担当課長や保修担当課長は、配管ピット点検口の止水用パッキンおよび燃料油配管を始め、一部の設備を管理した状態としていなかった。
- b. 問題点 (1) b. について (巡視・点検)
 - ・ユーティリティ課長は、配管ピットの巡視・点検の主旨や目的を踏まえた 点検方法を明確にしていなかった。
 - ・巡視・点検マニュアルで2箇所の点検対象(配管ピットとケーブルピット) を1つにまとめて記載したため、運転員(委託員)は、点検すべき場所の 特定ができなかった。また、点検場所の表示もされていなかったため、点 検場所を特定できなかった。
 - ・点検口は、点検に当たってボルトを外すことが必要な構造となっていた。
- c. 問題点(1) c. について(雨水の再浸入)
 - 再処理事業部長以下は、設備・環境変化に対するリスク管理が十分ではなく、あらゆる手段を具体的に提案・検討して雨水浸入防止を図ることについての強い危機意識を持った業務遂行が出来ず、対応が後手に回り、雨水浸入を繰り返してしまった。
 - ・事象発生後、配管ピットの雨水浸入防止措置を含む復旧計画について、再 処理事業部長は雨水対応会議、再処理安全委員会および品質・保安会議に おける審議を行わなかった。

変 更 後

備考

e. 9月16日にコンクリート蓋を閉止し、止水用コーキングを再施工した後、防水テープを施工した。また、配管ピット点検口については、防水テープを施工した。配管ピット上には防水シートを施工することとしたが、防水シートの納品が間に合わないことから、再処理工場長は、応急的に防炎シートとブルーシートによる止水措置を講じることとした。また、非常用電源建屋と配管ピット躯体との接合部についてもコーキングを実施したが、配管ピット内に雨水が浸入していることを9月18日に確認した。

このため、9月19日に非常用電源建屋と配管ピット躯体との接合部に対し、 吸水材(ポリグラウト)による止水を行ない、再度コーキングを実施するとと もに、9月20日に配管ピット内の壁と床との接合部のコーキングを実施した が、配管ピット内に再度雨水が浸入していることを9月21日に確認した。

- f. 配管ピット B 点検口からの点検を 8 月 18 日 (配管ピット A は 9 月 1 日) から開始するとともに、巡視・点検マニュアルを改正し、配管ピット(点検口含む)、ケーブルピットを 1 回/1 日の巡視・点検対象として明記するとともに、雨水浸入の有無を点検項目として追加した。(9 月 8 日改正済み)
- g. 巡視·点検マニュアルと整合する名称を現場へ表示した。(9月8日実施済み)

(3) 直接原因

現状の問題点について要因分析を行った結果、明らかになった直接原因は、以下のとおり。

- a. 問題点(1) a. について(保守管理)
 - ・管理担当課長や保修担当課長は、配管ピット点検口の止水用パッキンおよび燃料油配管を始め、一部の設備を管理した状態としていなかった。
- b. 問題点(1) b. について(巡視・点検)
 - ユーティリティ課長は、配管ピットの巡視・点検の主旨や目的を踏まえた 点検方法を明確にしていなかった。
 - ・巡視・点検マニュアルで2箇所の点検対象(配管ピットとケーブルピット) を1つにまとめて記載したため、運転員(委託員)は、点検すべき場所の 特定ができなかった。また、点検場所の表示もされていなかったため、点 検場所を特定できなかった。
 - ・点検口は、点検に当たってボルトを外すことが必要な構造となっていた。
- c. 問題点(1) c. について(雨水の再浸入)
 - ・再処理事業部長以下は、設備・環境変化に対するリスク管理が十分ではな く、あらゆる手段を具体的に提案・検討して雨水浸入防止を図ることにつ いての強い危機意識を持った業務遂行が出来ず、対応が後手に回り、雨水 浸入を繰り返してしまった。
 - ・事象発生後、配管ピットの雨水浸入防止措置を含む復旧計画について、再 処理事業部長は雨水対応会議、再処理安全委員会および品質・保安会議に おける審議を行わなかった。

5

変 更 後 変更前 備考 ・配管ピットについて、再処理事業部長は、可能性のあるすべての雨水浸入 ・配管ピットについて、再処理事業部長は、可能性のあるすべての雨水浸入 経路に対する浸入防止措置を講じられなかった。 経路に対する浸入防止措置を講じられなかった。 d. 問題点(1) d. について(指示文書関連(その1)) d. 問題点(1) d. について(指示文書関連(その1)) 再処理工場長が承認した社内の調査計画書では、目視確認が困難な場合は 再処理工場長が承認した社内の調査計画書では、目視確認が困難な場合は 設計図書のみで確認する計画としていた。 設計図書のみで確認する計画としていた。 ・当該配管ピット点検口からはファイバースコープによる目視確認が可能で ・当該配管ピット点検口からはファイバースコープによる目視確認が可能で あったが、ユーティリティ課長は目視確認を実施しなかった。 あったが、ユーティリティ課長は目視確認を実施しなかった。 調査計画書および報告書が適切な内容となっているかについて、雨水対応 調査計画書および報告書が適切な内容となっているかについて、雨水対応 会議で十分にチェックできておらず、再処理事業部長は、報告内容の問題 会議で十分にチェックできておらず、再処理事業部長は、報告内容の問題 点に気付くことができなかった。 点に気付くことができなかった。 e. 問題点(1) e. について(指示文書関連(その2)) e. 問題点(1) e. について(指示文書関連(その2)) ・社内の調査計画書では、「机上にて確認した貫通部のシール材、貫通対象 ・社内の調査計画書では、「机上にて確認した貫通部のシール材、貫通対象 物、およびシール材の亀裂・損傷等の有無」を現場で確認することとして 物、およびシール材の亀裂・損傷等の有無」を現場で確認することとして おり、調査担当者に、漏えい痕の有無の確認を意識させる内容ではなかっ おり、調査担当者に、漏えい痕の有無の確認を意識させる内容ではなかっ t=0 ・巡視・点検マニュアルでは、非常用ディーゼル発電機補機室の漏えいを点 ・巡視・点検マニュアルでは、非常用ディーゼル発電機補機室の漏えいを点 検項目としていたが、壁貫通部は点検項目としていなかった。 検項目としていたが、駐貫通部は点検項目としていなかった。 (4) 直接原因を踏まえた対応方針 (4) 直接原因を踏まえた対応方針 a. 問題点(1) a. について(保守管理) a. 問題点(1) a. について(保守管理) (a) 配管ピットの防水性に関係する設備および配管ピットに設置している安全 (a) 配管ピットの防水性に関係する設備および配管ピットに設置している安全 上重要な設備について、ユーティリティ課長は9月末までに全数把握(機 上重要な設備について、ユーティリティ課長は9月末までに全数把握(機 器リスト作成および現場確認)、健全性確認および保守管理計画の策定を実 記載の適正化 器リスト作成および現場照合)、健全性確認および保守管理計画の策定を実 施する。(9月29日実施済み) 施する。 実績の反映 (b) 管理下に置かれていない設備を管理下に置くための全数把握および健全 (b) 管理下に置かれていない設備を管理下に置くための全数把握および健全 性確認、ならびに保守管理計画の策定を実施することとし、再処理事業部 性確認、ならびに保守管理計画の策定を実施することとし、再処理事業部 長は、9月末までに全体の計画書を策定する。再処理事業部長は、全体の計 長は、9月末までに全体の計画書を策定する。再処理事業部長は、全体の計 画、進捗の管理、活動の妥当性を確認する会議体(保安規定第10条(業務 画、進捗の管理、活動の妥当性を確認する会議体(保安規定第10条(業務 の計画及び実施) に基づく計画書に規定する会議体、議長:再処理事業部 の計画及び実施) に基づく計画書に規定する会議体、議長: 再処理事業部 実績および今後の予定を反映 長)を設ける。(9月27日実施済み。なお、全数把握等の実施方法を再検討 長)を設ける。 し 11 月上旬までに改定予定) 指示文書の対応について追記 なお、d. に示す北陸電力(株)志賀原子力発電所での雨水流入事象に係る 指示文書を受けた再調査については、設備を管理下に置く活動の一環として 実施する。 (c) 全体の計画書は、上記会議体事務局および各課長が作成し、各部長および (c) 全体の計画書は、上記会議体事務局および各課長が作成し、各部長および 再処理工場長が審査し、再処理事業部長が承認する。再処理事業部長は、 再処理工場長が審査し、再処理事業部長が承認する。再処理事業部長は、 会議体の追記 承認に当たり、保安上の妥当性について再処理安全委員会における審議を 承認に当たり、保安上の妥当性について再処理/貯蔵管理安全委員会にお 受ける。さらに、計画書は、品質・保安会議において審議し、再処理事業 ける審議を受ける。さらに、計画書は、品質・保安会議において審議し、 部長は、審議結果を尊重して承認する。 再処理事業部長は、審議結果を尊重して承認する。(9月27日実施済み) 実績の反映

変 更 後 変更前 備考 (d-1) 各課長は、12 月末までに再処理施設の全設備の全数把握、状態確認を実 (d) 各課長は、安全上重要な設備を優先して、10 月末までに全数把握、健全性 終了時期の見直し 施するとともに、保守管理計画の状況を確認し再処理施設の全設備を管理 確認および保守管理計画の策定を実施する。 下に置く。但し、安全上重要な設備を含む部屋等については、11月中の終 残りの安全上重要な設備以外の設備についても同様に取り組み、12 月末 了を目標とする。その後、保守管理計画の策定を実施していく。 までに各課長は再処理施設の保守管理対象の全設備の全数把握をし、健全 (d-2) 各課長は、12 月末までに廃棄物管理施設の全設備の全数把握、状態確認 性確認をすることにより、管理された状態にするとともに、保守管理計画 廃棄物管理施設を対象としてい を実施するとともに、保守管理計画の状況を確認し廃棄物管理施設の全設 の策定計画を作成する。 備を管理下に置く。但し、安全上重要な設備を含む部屋等については、11 ることの明確化 月中の終了を目標とする。その後、保守管理計画の策定を実施していく。 (e) 各課長は全数把握として、現場に存在する全設備を網羅的に抜けなく確認 (e) 各課長は全数把握として、設計図書に基づく機器リスト、機器が記載され 記載の適正化 た系統図などを用いて、現場の機器と照合していく。現場照合において、 し、これまで把握していなかった設備がないか確認していく。現場確認に セル内、干渉物等の撤去が必要な箇所、および高所で狭隘な箇所などの理 おいて、セル内、干渉物等の撤去が必要な箇所、および高所で狭隘な箇所 などの理由で目視確認ができない場合は、施工記録、検査記録などから代 由で目視確認ができない場合は、施工記録、検査記録などから代替照合す 廃棄物管理施設を対象としてい (f) 再処理設備を管理下におくための本活動は、再処理事業部長のもと、再処 (f) 再処理施設および廃棄物管理施設の全設備を管理下におくための本活動は、 再処理事業部長のもと、再処理工場長を実施責任者として、社内外の協力 理工場長を実施責任者として、社内外の協力を得て、再処理事業部の各部・ ることの明確化 を得て、再処理事業部の各部・各課が実施する。 各課が実施する。 (g) 本活動の活動結果は、上記会議体事務局および各課長が作成し、上記会議 (g) 本活動の活動結果は、上記会議体事務局および各課長が作成し、上記会議 体構成員による確認の後、各部長および再処理工場長が審査し、再処理事 体構成員による確認の後、各部長および再処理工場長が審査し、再処理事 業部長が承認する。再処理事業部長は、承認に当たり、保安上の妥当性に 業部長が承認する。再処理事業部長は、承認に当たり、保安上の妥当性に ついて再処理/貯蔵管理安全委員会における審議を受ける。さらに、本結 ついて再処理安全委員会における審議を受ける。さらに、本結果は、品質・ 会議体の追記 果は、品質・保安会議において審議し、再処理事業部長は、審議結果を尊 保安会議において審議し、再処理事業部長は、審議結果を尊重して承認す 重して承認する。 3. b. 問題点 (1) b. について (巡視・点検) b. 問題点 (1) b. について (巡視・点検) (a) 当該配管ピット以外にも巡視・点検の必要な箇所に漏れがないかを確認し、 (a) 当該配管ピット以外にも巡視・点検の必要な箇所に漏れがないかを確認し、 管理担当課長は、必要に応じて巡視・点検等のマニュアルを改正し、管理 管理担当課長は、必要に応じて巡視・点検等のマニュアルを改正し、管理 された状態にする。(12 月末まで) 進捗状況の反映 された状態にする。(10 月末から順次 12 月末まで) (b) 本活動の計画および活動結果は、上記 a. の活動の計画および活動結果に含 (b) 本活動の計画および活動結果は、上記 a. の活動の計画および活動結果に含 める。 (c) 配管ピット点検口については、運転員の負荷軽減の観点から、ユーティリ (c) 配管ピット点検口については、運転員の負荷軽減の観点から、ユーティリ ティ課長は、11月末までにさらに容易に巡視・点検ができる構造に改善す ティ課長は、11 月末までにさらに容易に巡視・点検ができる構造に改善す (d) 上記(c)の計画および結果は、ユーティリティ課長が作成し、共用施設部 (d) 上記(c)の計画および結果は、ユーティリティ課長が作成し、共用施設部 長および再処理工場長が審査し、再処理事業部長が承認する。再処理事業 長および再処理工場長が審査し、再処理事業部長が承認する。再処理事業 部長は、承認に当たり、保安上の妥当性について再処理安全委員会におけ 部長は、承認に当たり、保安上の妥当性について再処理安全委員会におけ る審議を受ける。さらに、本計画および本結果は、品質・保安会議におい る審議を受ける。さらに、本計画および本結果は、品質・保安会議におい て審議し、再処理事業部長は、審議結果を尊重して承認する。 て審議し、再処理事業部長は、審議結果を尊重して承認する。 c. 問題点(1) c. について(雨水の再浸入) c. 問題点(1) c. について(雨水の再浸入) (a) 再処理事業部長以下は、リスク管理や強い危機意識を持った業務遂行に欠 (a) 再処理事業部長以下は、リスク管理や強い危機意識を持った業務遂行に欠 けていたことを再認識し、自らの悪さを見出す活動(事例研修、ディスカ けていたことを再認識し、自らの悪さを見出す活動(事例研修、ディスカ

ッションなど)を実施する。

ッションなど)を実施する。

事業者対応方針 資料 1 前後対比表 変 更 後 変更前 備考 (b) 上記(a) の活動の計画および結果は、再処理計画部長が作成し、再処理事 (b) 上記(a) の活動の計画および結果は、再処理計画部長が作成し、再処理事 業部長が承認する。再処理事業部長は、承認に当たり、保安上の妥当性に 業部長が承認する。再処理事業部長は、承認に当たり、保安上の妥当性に 会議体の追記 ついて再処理安全委員会における審議を受ける。さらに、本計画および本 ついて再処理/貯蔵管理安全委員会における審議を受ける。さらに、本計 結果は、品質・保安会議において審議し、再処理事業部長は、審議結果を 画および本結果は、品質・保安会議において審議し、再処理事業部長は、 尊重して承認する。 審議結果を尊重して承認する。 (c) ユーティリティ課長は、9月25日までに次の応急措置を実施する。 (c) ユーティリティ課長は、9月25日までに次の応急措置を実施する。 コンクリート蕎を開放した状態で送風機により配管ピット内を乾燥さ コンクリート蓋を開放した状態で送風機により配管ピット内を乾燥さ せた後、ピット内の雨水浸入箇所へコーキングを行う。 せた後、ピット内の雨水浸入箇所へコーキングを行う。 (9月22日までに実施済み) (9月22日までに実施済み) 配管ピットおよびコンクリート蓋のコーキング、防水テープ、防炎シ 配管ピットおよびコンクリート蓋のコーキング、防水テープ、防炎シ ートおよびブルーシートの養生を実施する。(9月22日までに実施済み) ートおよびブルーシートの養生を実施する。(9月22日までに実施済み) 配管ピット周辺地盤を掘削し、ピット内にかかる地下水圧の低減を図 配管ピット周辺地盤を掘削し、ピット内にかかる地下水圧の低減を図 る。(A 系は9月22日までに実施済み。B 系は9月24日までに実施済 る。(A 系は 9 月 22 日までに実施済み。B 系は 9 月 24 日までに実施済 2+1) 2+1) ・ ピット上部にやぐらを組み、ブルーシートで覆う。(A 系は 9 月 23 日ま ・ ピット上部にやぐらを組み、ブルーシートで覆う。(A系は9月23日ま でに実施済み。B系は9月25日までに実施済み。) でに実施済み。B系は9月25日までに実施済み。) (d) 配管ピットへの雨水浸入は、非常用電源建屋と配管ピット躯体との接合部 (d) 配管ピットへの雨水浸入は、非常用電源建屋と配管ピット躯体との接合部 にある止水処置の劣化が原因となった可能性もあることから、ユーティリ にある止水処置の劣化が原因となった可能性もあることから、ユーティリ ティ課長は、10月末までに次の恒久対策を行う。なお、次の恒久対策の内 ティ課長は、10月末までに次の恒久対策を行う。なお、次の恒久対策の内 容は、本対策の計画に係る(e)の審議結果に基づき必要に応じて見直す。 容は、本対策の計画に係る(e)の審議結果に基づき必要に応じて見直す。 配管ピット周辺地盤を掘削して、ピット躯体および取合部の目視確認 配管ピット周辺地盤を掘削して、ピット躯体および取合部の目視確認 を実施する。 を実施する。 ・ 雨水浸入防止の強化のため、ピット躯体および取合部止水板への防水 ・ 雨水浸入防止の強化のため、ピット躯体および取合部止水板への防水 措置を施工する。 措置を施工する。 ・ 雨水の排水およびピット周辺地盤の雨水浸透防止のため、ピット周辺 雨水の排水およびピット周辺地盤の雨水浸透防止のため、ピット周辺 地盤にコンクリート舗装を施工する。コンクリート舗装には、排水用 地盤にコンクリート舗装を施工する。コンクリート舗装には、排水用 勾配を設ける。 勾配を設ける。 配管ピットおよび建屋と舗装との取合部は、止水板およびシーリング 配管ピットおよび建屋と舗装との取合部は、止水板およびシーリング による止水処置を行う。 による止水処置を行う。

- ・ 点検口のパッキンを再施工するとともに、ピット上面のすべてに防水 シートによる養生を施す。
- (e) 上記(d) の対策に係る計画および結果は、ユーティリティ課長が作成し、 雨水対応会議における確認の後、共用施設部長、土木建築部長および再処 理工場長が審査し、再処理事業部長が承認する。再処理事業部長は、承認 に当たり、保安上の妥当性について再処理安全委員会における審議を受け る。さらに、本計画および本結果は、品質・保安会議において審議し、再 処理事業部長は、審議結果を尊重して承認する。

シートによる養生を施す。

処理事業部長は、審議結果を尊重して承認する。

・ 点検口のパッキンを再施工するとともに、ピット上面のすべてに防水

雨水対応会議における確認の後、共用施設部長、土木建築部長および再処

理工場長が審査し、再処理事業部長が承認する。再処理事業部長は、承認

に当たり、保安上の妥当性について再処理安全委員会における審議を受け

る。さらに、本計画および本結果は、品質・保安会議において審議し、再

(e) 上記(d) の対策に係る計画および結果は、ユーティリティ課長が作成し、

変更前	変更後	備考
(f) 当該配管ピットの通常の巡視・点検(3回/日)に加えて、恒久対策が講じられるまでは、中央安全監視室にて降雨が確認された場合に、降雨の開始を起点に降雨終了から12時間後まで、運転員が配管ピット内を3時間ごとに確認する。ただし、降雨が激しく、点検口を開けることにより水の浸入のおそれがある場合等は、雨水浸入防止措置の状況の確認に留める。問題点(1) のままび問題点(1) のままで、「指示文書関連(その1) および同(その2)) (a) 北陸電力(株) 志賀原子力発電所での雨水流入事象に係る指示文書を受けた調査について、再調査を実施することとし、再処理事業部長は、全貫通部を直接目視確認またはファイバースコープ等により確認することを基本とする再調査の計画を策定する(9月11日に策定し調査開始済み。なお、を踏まえた改訂を9月19日に実施済み)。 (b) 今回の再調査では、雨水対応会議の責任・役割を計画書で明確にした上で、雨水対応会議にて、物理的な理由等により直接目視確認またはファイバースコープ等による確認ができない場合の評価方法を含めた調査方法および調査結果の妥当性について確認する。 (c) 再調査は、再処理工場長を実施責任者とした調査体制の下、対象となる貫通部に対して直接目視確認またはファイバースコープ等による確認を実施し、10月末までに原子対規制委員会へ報告する。直接目視確認のために干渉物等の撤去が必要な資通部については、確認および監視の計画を取りまとめ、上記の報告書は、各課長が作成し、雨水対応会議における確認の後、各部長、再処理工場長が承担する。要の理事業部長は、審査に当りに保安と審議を受ける。上記の報告書には、物理的な理由等により直接目視確認またはファイバースコープ等による確認ができない箇所の評価結果を含める。(e) 上記の再調査には、漏えい痕等、壁貫通部周辺の詳細状況の調査を追加して実施することとし、9月末までに再調査の計画を改訂する。計画の改訂は、技術課長が作成し、雨水対応会議において審議し、再処理事業部長は、承認に当場の作成し、再処理事業部長は、承認に当場が確認し、再処理事業部長は、承認に当場の作成に対して審議する。場では対して審議し、再処理事業部長は、審議結果を算重して承認する。(f) 雨水対応会議において、漏えい痕等の評価結果を含む調査結果は、上記の報告書に含めて報告する。(g) 管理担当課長は、(4) b. (a) に示す巡視・点検等のマニュアルの改正において、漏えい痕等、壁貫通部周辺の詳細状況を点検項目に追加する。	(f) 当該配管ピットの通常の巡視・点検(3 回/日)に加えて、恒久対策が講じられるまでは、中央安全監視室にて降雨が確認された場合に、降雨の開始を起点に降雨終了から 12 時間後まで、運転員が配管ピット内を 3 時間ごとに確認する。ただし、降雨が激しく、点検口を開けることにより水の浸入のおそれがある場合等は、雨水浸入防止措置の状況の確認に留める。 d. 問題点 (1) d. および問題点 (1) e. について (指示文書関連 (その1) および同 (その2)) (a) 北陸電力 (株) 志賀原子力発電所での雨水流入事象に係る指示文書を受けた調査について、再調査を実施することとし、再処理事業部長は、全貫通部を直接目視確認またはファイバースコープ等により確認することを基本とする再調査の計画を策定する (9 月 11 日に策定し調査開始済み。なお、上記括示文書を受けた調査が不適切であったことに係わる要因分析結果等を踏まえた改訂を 9 月 19 日に実施済分。 (b) 今回の再調査では、雨水対応会議の責任・役割を計画書で明確にした上で、雨水対応会議にて、物理的な理由等により直接目視確認またはファイバースコープ等による確認ができない場合の評価方法を含めた調査方法および調査結果の妥当性について確認する。 (c) 再調査は、再処理工場長を実施責任者とした調査体制の下、対象となる貫通部に対して直接目視確認またはファイバースコープ等による確認ができない場合の評価方法を含めた調査方法および調査結果の妥当性について再処理事業部長は、審査に当たり、保安上の妥当性について再処理・非部長は、審査に当たり、保安上の妥当性について再処理が可能が理な全委員会における審議を受ける。より、保安上の妥当性について再処理が開始におけるの確認の後、各部長なよび再処理工場長が審査し、再処理事業部長が承認する。再処理事業部長は、承認に当たり、保安上の妥当性について再処理/貯蔵管理安全委員会における審議を受ける。さらに、計画書は、品質・保安会議において審議し、再処理事業部長は、審議結果を尊重して承認する。(9 月 28 日改正済み) (f) 雨水対応会議において、漏えい痕等の評価結果を含む調査結果は、上記の報告書に含めて報告する。(g) 管理担当課長は、(4) b. (a) に示す巡視・点検等のマニュアルの改正において、漏えい痕等の評価結果を含む調査結果は、上記の報告書に含めて報告する。(g) 管理担当課長は、(4) b. (a) に示す巡視・点検等のマニュアルの改正において、漏えい痕等の評価結果を含む調査結果は、上記の報告書に含めて報告する。	期限の見直 し 会議体の 反映

変更前	変更後	備考
 保安活動への取り組みができていないことへの対応方針 現状の問題点 これまでの保安検査において指摘を受けた事項など、下記の事例をはじめとした再処理事業部における保安活動への取り組みが不十分である項目が明らかになった。 JAEA 大洗研究開発センターで発生した汚染事象を踏まえた水平展開において、自らの問題として積極的に水平展開ができていないこと。 ハル・エンドピースドラムをはじめとした固体廃棄物が、保管廃棄場所ではない場所に長期保管されており、処理計画が具体化していないこと。 北換気筒風量計の超音波式流量計および信号変換器の交換をはじめとした原子力規制庁からの指摘事項や面談における約束事項が適切にフォローされていないこと。 	 保安活動への取り組みができていないことへの対応方針 現状の問題点 これまでの保安検査において指摘を受けた事項など、下記の事例をはじめとした再処理事業部における保安活動への取り組みが不十分である項目が明らかになった。 JAEA 大洗研究開発センターで発生した汚染事象を踏まえた水平展開において、自らの問題として積極的に水平展開ができていないこと。 ハル・エンドピースドラムをはじめとした固体廃棄物が、保管廃棄場所ではない場所に長期保管されており、処理計画が具体化していないこと。 北換気筒風量計の超音波式流量計および信号変換器の交換をはじめとした原子力規制庁からの指摘事項や面談における約束事項が適切にフォローされていないこと。 	
(2) 現状の問題点を踏まえた今後の対応 a. 保安活動への取り組みができていないことへの対応に係る全体計画は、9 月末までに再処理計画部長が作成し、再処理工場長が審査し、再処理事業部長が承認する。再処理事業部長は、承認に当たり、保安上の妥当性について再処理安全委員会における審議を受ける。さらに、本計画は、品質・保安会議において審議し、再処理事業部長は、審議結果を尊重して承認する。 b. 全体計画では、事案に応じて対策に要する期間を短期、長期に分類し、確実に改善を実行していく。 c. 活動の結果は、再処理計画部長が作成し、再処理工場長が審査し、再処理事業部長が承認する。再処理事業部長は、承認に当たり、保安上の妥当性について再処理安全委員会における審議を受ける。さらに、本結果は、品質・保安会議において審議し、再処理事業部長は、審議結果を尊重して承認する。 d. また、これらの問題点が生じた要因を抽出し、再発防止対策を実施する。これは、全社の安全・品質に係る改善活動として取り扱う。 3. 全社としての取り組み 再処理事業部の「チェック責任者」は、上記に係る計画および実施状況を確認し、必要な指示を行う。また、「全社監視チーム(安全・品質本部長主章)」は、事業部が実施する雨水対策、設備を管理下におく活動に係る会議体への出席、現地の確認、チェック責任者・管理者へのヒアリングなどの活動を通じ、本対応方針に記載する保安上重要な活動を確実に実施しているか監視し必要な対応を行う。(資料4参照)	(2) 現状の問題点を踏まえた今後の対応 a. 保安活動への取り組みができていないことへの対応に係る全体計画は、9月末までに再処理計画部長が作成し、再処理工場長が審査し、再処理事業部長が承認する。再処理事業部長は、承認に当たり、保安上の妥当性について再処理/貯蔵管理安全委員会における審議を受ける。さらに、本計画は、品質・保安会議において審議し、再処理事業部長は、審議結果を尊重して承認する。(9月29日実施済み) b. 全体計画では、事案に応じて対策に要する期間を短期、長期に分類し、確実に改善を実行していく。 c. 活動の結果は、再処理計画部長が作成し、再処理工場長が審査し、再処理事業部長が承認する。再処理事業部長は、承認に当たり、保安上の妥当性について再処理/貯蔵管理安全委員会における審議を受ける。さらに、本結果は、品質・保安会議において審議し、再処理事業部長は、審議結果を尊重して承認する。 d. また、これらの問題点が生じた要因を抽出し、再発防止対策を実施する。これは、全社の安全・品質に係る改善活動として取り扱う。 3. 全社としての取り組み 再処理事業部の「チェック責任者」は、上記に係る計画および実施状況を確認し、必要な指示を行う。また、「全社監視チーム(安全・品質本部長主査)」は、事業部が実施する雨水対策、設備を管理下におく活動に係る会議体への出席、現地の確認、チェック責任者・管理者へのヒアリングなどの活動を通じ、本対応方針に記載する保安上重要な活動を確実に実施しているか監視し必要な対応を行う。(資料4参照) 以 上	会議体の追記実績の反映会議体の追記